

# 会員規約

平成21年4月17日改定

## 第1章 総則

**第1条 (適用関係)**  
 この会員規約は、株式会社アクトコール（以下「当社」といいます。）が運営するアクト安心ライフ24（以下「本サービス」といいます。）の提供及びその利用に関して適用されます。  
 2 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用規約や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。  
 3 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

## 第2条 (定義)

1 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承認した方をいいます。なお、当社の承認は、郵送または電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。  
 2 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した住戸をいいます。  
 3 「同居人」とは、会員がサービス対象物件において同居している方をいいます。  
 4 「法人契約」とは、法人がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用者がサービス対象物件に入居する場合は、この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申込時に指定した入居者及びその同居人に限るものとします。また、加入申込時に指定した入居者が替わる場合は、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。

## 第3条 (本サービスの利用)

1 会員は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。  
 2 会員の同居人も会員と同様に本サービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。  
 3 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。  
 4 本サービスはサービス対象物件が賃貸の場合のみご利用いただけます。

## 第4条 (会員番号)

1 当社は、会員1名につき1つの会員番号を発行します。  
 2 本サービスを利用する場合には、会員番号または個人が特定できる情報を窓口へ伝達することが必要となります。

## 第5条 (会費)

1 本サービスの会費は15,750円（税込）とし、加入申込時の際に、申込書の提出と同時に支払うものとします。  
 2 支払われた会費は、当社が申込を承認しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他の理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

## 第6条 (有効期間)

1 本サービスの有効期間は、会員がサービス対象物件に入居した日から2年後の月の末日までとします。  
 2 既に入居している住戸をサービス対象物件として加入申込をした場合の有効期間は、当社が会員番号を発行した日から2年後の月の末日までとします。

## 第7条 (更新)

1 会員は、有効期間満了日の1か月前までに所定の方法で15,750円（税込）を支払うことにより、本サービスの有効期間を更新することができます。  
 2 更新後の有効期間は2年間とします。

## 第8条 (登録情報の変更)

1 会員は、当社に届け出た連絡先、住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。尚、同一住所での名義変更の場合、会員の2親等以内限り適用するものとします。住所変更が伴う場合は、会員本人に限り適用されるものとします。また、登録情報の変更は会員の申し出により行います。  
 2 登録情報の不備、変更手続きの不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

## 第9条 (退会・会員資格の取消)

1 会員が退会を希望する場合には、退会確認申請書またはコールセンターへのお電話で会員と確認が取れた場合、退会手続きを行うものとします。

2 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。  
 ①加入申込時に虚偽の申告をした場合  
 ②本規約または諸規定の定めを違反した場合  
 ③不要な問合せや悪質な問い合わせ等で本サービスの業務に支障をきたした場合  
 ④その他、当社が会員として不適切とみなした場合

## 第10条 (個人情報)

1 当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員等の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。  
 2 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。  
 ①会員またはその同居人より依頼を受けた各種サービスを当該会員または同居人に対して提供するため  
 ②本サービスの運営に必要な事項を会員に知らせるため  
 ③本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため  
 ④本サービスの利用状況や会員の属性等にに応じた新たなサービスを開発するため  
 ⑤関連サービスや商品の情報を提供するため  
 3 当社は、本サービスの提供に関する業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行に必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。  
 4 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に提供することがあります。  
 ①個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき  
 ②裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合  
 ③当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合  
 ④当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

## 第11条 (規約の追加変更)

本サービスの運営上、この会員規約に追加または変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知するものとします。

## 第12条 (免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員等に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

## 第2章 緊急サポートサービス

### 第13条 (緊急サポートサービス)

会員は、次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急駆けつけ対応のサービスを受けることができます。  
 ①カギの紛失・故障等、カギのトラブル  
 ②水廻りのトラブル  
 ③ガラスのトラブル  
 ④ガスのトラブル  
 ⑤電気設備のトラブル（自己所有の家電製品は対象外とします）  
 ⑥悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル

### 第14条 (利用料金)

1 会員は、緊急サポートサービスを無料で受けることができます。但し、60分を超えた作業の代金（超過10分ごとに1,575円（税込））については、会員が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても会員が別途実費を負担する場合があります。  
 2 会員が法人である場合は、前項の実費負担部分の請求は、入居者に対して行います。  
 3 会員は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。  
 4 緊急駆けつけ対応後に二次対応工事が必要な場合、会員は現場スタッフ・管理会社と協議のうえ別途有料（作業料金・部品代）でサービスを利用することができます。  
 5 当社は、前4項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

### 第15条 (除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。  
 ①建物共有設備におけるトラブル対応  
 ②午後11時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠  
 ③その他当社が不適切と判断した場合

## 第3章 健康医療サポートサービス

### 第16条 (内容)

健康・医療・介護・育児など会員の生活上の相談に対し、状況に応じて、医療機関、行政機関窓口等の紹介、連絡、もしくは電話相談に応じます。当社が治療・診察行為を行ったり、トラブルを解決するものではありません。

### 第17条 (回数制限)

健康医療サポートサービスの健康相談に関しては月に3回のお問合せまでが無料となります。4回目以降のお問合せに関しては通話料金が実費有料となります。

### 第18条 (会員番号)

会員は、入会の際に通知された会員番号または個人が特定できる情報を窓口へ伝達することにより健康医療サポートサービスが利用可能となります。

## 第4章 盗難転居サポートサービス

### 第19条 (内容)

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除く）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して引越しをする場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

### 第20条 (見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。  
 ①侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件以外の住戸につき賃貸借契約を締結していること  
 ②侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成させ、または解約申し入れの意思表示をしていること  
 ③転居先の住戸が、加入時と同一の取次店が仲介した住戸であること  
 ④所轄の警察署に対して被害届を提出していること  
 ⑤有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

### 第21条 (除外事由)

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。  
 ①不在中に盗難されたにもかかわらず、会員の故意または重大な過失による場合  
 ②会員の同居人、親族、使用人、止居人、その他サービス対象物件に入居することが可能な者による盗難の場合  
 ③盗難の被害がなかったとき  
 ④警察に被害の届出をしていないとき  
 ⑤地震等の天災や火災等、非常時における盗難の場合  
 ⑥その他当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

### 第22条 (手続)

1 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。  
 ①当社所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含む）  
 ②転居先の賃貸借契約書の写し  
 2 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社は、指定された会員本人名義の金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

### 第23条 (他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

### 第24条 (附則)

平成19年8月20日制定・施行  
 平成19年10月10日改定  
 平成20年5月19日改定  
 平成20年11月26日改定  
 平成21年1月26日改定  
 平成21年2月1日改定  
 平成21年4月17日改定

24時間365日の快適賃貸ライフをサポート

賃貸マンション・  
アパート入居の必需品!!

アクト安心ライフ24

Act Relief Life 24 Guide Book

緊急サポート  
365日の  
24時間

健康医療・生活相談受付サービス  
インターネットで  
快適生活を  
トータルサポート  
10万円サポート  
再入居費用  
万が一の場合も

株式会社アクトコール  
〒160-0004  
東京都新宿区四谷2-12-5 第6富澤ビル6F  
TEL 03-5312-2300 FAX 03-5369-1056  
http://www.actcall.jp

	販売店コード	店舗コード
AA		-

お取扱店印

アクト安心ライフ24専用FREEDIAL 24時間365日受付中!!

0120-24-0019

新生活まるごと応援サイト

LISCOM  
LIFE STYLE CONCIERGE  
http://www.liscom.jp

アクト安心ライフ24  
Member's Card

24時間365日の  
快適賃貸ライフをサポート!!

アクト安心ライフ24専用FREEDIAL

0120-24-0019

入ってお得! 安心生活! 使って便利!

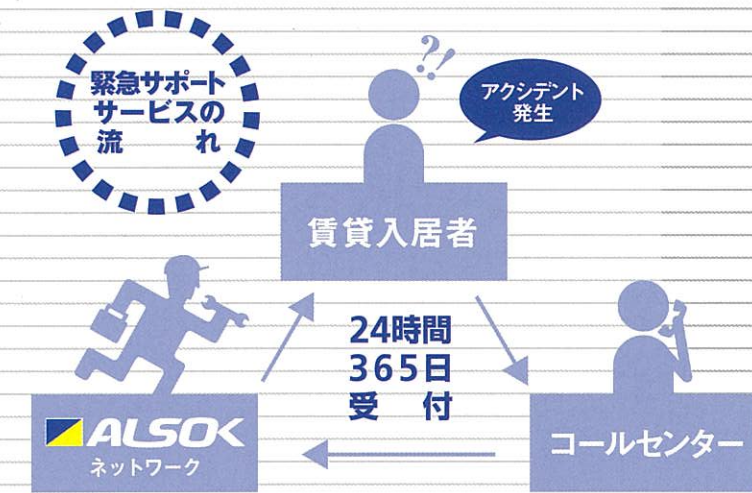
# 賃貸入居者の「困りごと」24時間おまかせサービス

アクト安心ライフ24

入会費: 15,750円 (税込) 2年間

## ▶ アクト安心ライフ24ってなに...?

賃貸入居者が日常生活で起こり得る大きな「困りごと」や小さな「困りごと」を24時間体制で解決するトータルサポートサービスです。



## ▶ アクト安心ライフ24の4大メリット

1. 24時間365日の緊急サポート (提携先: ALSOK 総合警備保障)
2. 万が一の場合も再入居費用10万円サポート
3. 健康医療・生活相談受付サービス
4. インターネットで快適生活をサポート

### カギのサポート

Key Accident

- ・鍵をなくしてしまった
- ・誤って内鍵をかけたしまった
- ・鍵が壊れた

### 水廻りのサポート

Water Leak Accident

- ・トイレの水が詰まった
- ・トイレの水が止まらない
- ・台所の蛇口から水が漏れている

### ガラスのサポート

Glass Crack Accident

- ・子どもが誤ってガラスを割った
- ・突風でガラスが割れた
- ・空き巣被害に遭い、ガラスが割られた

### ガスのサポート

Gas Leak Accident

- ・ガスレンジが点火しない
- ・ガスが漏れている気がする
- ・ガスの元栓をひねってもお湯が出ない

### 電気設備のサポート

Lighting Accident

- ・電気が突然切れた
- ・落雷でブレーカーが落ちた

### 暮らしのサポート

Accident in life

- ・不審者が家の周りをウロウロしている
- ・訪問販売の勧誘がしつこい
- ・火災警報器が誤報で鳴り止まない
- ・安否確認

突発的なトラブルでも  
安心無料対応!!  
24時間365日の  
緊急サポート

6つの安心で、快適生活を  
パーフェクトサポート。

(提携先)  
総合警備保障株式会社



※出動は ALSOK 提携業者が行います。

※1 会員様の故意過失によるトラブルで部材代・特殊作業費が発生した場合は、会員様のご負担となります。 ※2 60分を超える作業の場合は、10分毎に1500円(税別)の延長料金が必要となります。  
※3 地域や作業内容によって即日対応できない場合がありますので予めご了承ください。 ※4 離島・山岳地域など一部対応できない場合がありますので予めご了承ください。 ※5 トラブル内容によっては会員様ご本人に警察などの専門機関に対応をお願いする場合がございます。

## 盗難転居サポートサービス!

万が一の場合でも10万円バックアップ

空き巣被害に遭われた方の中で、同じ部屋に住みたくないという方も多くいらっしゃいます。その場合、引っ越し費用や敷金・礼金が会員様の個人負担となっているのが現状です。そこで、そのような方の費用負担を少しでも軽減するため、ご入会いただいている会員様には再入居される際、10万円をお見舞金という形でバックアップさせていただきます。

※詳しくは、会員規約(第4章)をお読み下さい。

## 健康医療・生活相談受付サービス!

突然の体調不良・不意の怪我、生活上のトラブルまで、お問い合わせ一本で対応させていただきます。

健康医療相談サポート

急な体調不良や不意の怪我、ストレス障害などの健康面のトラブルに、医療機関などの専門医をご紹介します。

生活相談サポート

しつこい訪問販売や勧誘、ストーカーなどの生活上のトラブルに、行政機関など専門機関をご案内いたします。

※月3回まで通話無料とさせていただきます。4回目以降は、通話料がお客様負担となります。詳しくは、会員規約をお読み下さい。



新生活まるごと  
応援サイト  
**LISCOM**  
LIFE STYLE CONCIERGE



モバイル版  
「そとでも LISCOM」  
http://liscom.jp

お名前  
お電話番号  
ご住所  
お取り扱い店



**LISCOM**  
LIFE STYLE CONCIERGE  
http://www.liscom.jp

## みんなの新生活を応援するお役立ちサイト!

買物ルームおしゃれインテリア取材記事

リアルに入力できて自動計算! MY家計簿

おうちで生活に必須な手続きができる! インターネット・新聞申込み引越見積もり・盗聴調査

料理レシピを続々更新!

新生活に役立つグッズがたくさんショッピング

LISCOM は (株)主婦と生活社の人気雑誌「ひとり暮らし」とコラボサイトです。